

10月10日判決
なりわい裁判



「結審報告学習会、判決行動説明会」のお知らせ

生業訴訟原告団県南支部長 花坂三吉

7月9日午後2時から福島市ラコパふくしまで原告団総会が開かれ、勝訴でもハイレベルな勝訴を勝ち取るための判決までの取り組みと、判決後の取り組みなど重要な課題について、原告団の総意が確認されました。

この原告団総会を受け県南支部では、下記のとおり「結審報告学習会、判決行動説明会」を開催することになりました。

裁判はどうなっているの？ どういう判決が出そうなの？ 判決までに何をすればいいの？ これからどうなるの？等々、皆さんの疑問に、県南担当としてがんばっていただいている鹿島弁護士がお答えします。

国・東電という巨大権力の責任を問うてきた私たちの裁判。原告の1人だったことが孫子に誇れるような歴史的な判決を必ず勝ち取りましょう。

そのためにも、みなさんぜひご出席下さい。

記

- ・日時 7月29日(土) 午後2時から
- ・会場 白河市 人材育成センター2F 第1教室
(白河税務署裏、旧職業訓練センター)

— NHKが裁判を注目！ 特集番組を企画 —

先頃、NHK福島放送局のディレクターから原告団・弁護団に下記の取材・放映への協力のお願があり、早速9日の原告団総会からテレビ取材が入りました。

「本訴訟は、原発事故の被災が避難指示区域をはるかに越えた広範なものであることを明確にし、『原発事故が何を奪ったのか』本質的に浮かび上がらせるものであるばかりでなく、『分断』された被害者たちが力を合わせてオール福島で立ち上がった重要な訴訟です。その趨勢は、被災者だけでなく日本国民すべてに影響を及ぼす重大な意味を持つと考えます。福島に足場を持つ公共放送として、力を尽くして取材・放映させていただきたく存じます。番組の枠は未定ですが、皆様のご協力をいただき、世論を大きく喚起する全国向けの大型番組を目指しています。なにとぞご助力の程、お願い申し上げます」